

5 年 保 存  
令和10年3月31日満了

F N o . - 0 1 0 1 0 8 0 2

崎 広 ( 情 ) 第 2 7 号

令 和 5 年 3 月 3 1 日

本 部 内 各 所 属 長 殿

警 務 部 長

開示決定等に係る公安委員会への報告について（依命通達）

見出しの件については、「開示決定等に係る公安委員会への報告について（依命通達）」（平成29年10月12日付け崎広（情）第78号。以下「旧依命通達」という。）により、公安委員会への報告基準を定めて、警察行政の透明性の確保と公安委員会の管理機能の充実を推進してきたところであるが、この度、同報告基準の見直しを図り、令和5年4月1日から別添のとおり運用することとしたので、関係所属にあっては事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧依命通達は令和5年3月31日限りで廃止する。

## 開示決定等に係る公安委員会への報告基準

### 1 主管課が行う報告

#### (1) 公安委員会への報告の対象となる開示決定等

警察本部長に対する長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号。以下「条例」という。）の開示請求並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る諾否の決定（以下総称して「開示決定等」という。）については、次の場合を除き、公安委員会へ報告するものとする。

ア 条例の開示請求に係る公文書全部を開示する旨の決定をする場合（条例第7条第1号イ若しくは同条第3号ただし書又は第9条の規定により開示する場合を除く。）

イ 法の開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定をする場合（法第78条第1項第2号ロ若しくは同条同項第3号ただし書又は第80条の規定により開示する場合を除く。）

ウ 開示請求に係る公文書若しくは保有個人情報又はこれと同一の類型に属する公文書若しくは保有個人情報について、過去に開示請求が行われたことがあり、これと同様の決定を行う場合（開示請求者の言動等により、審査請求など事後の紛議が予想される場合を除く。）

#### (2) 報告の時期

開示決定等を行った場合は、遅滞なく報告するものとする。

#### (3) 報告要領

主管課長等が、開示決定等の内容について、「個別報告」により報告するものとする。

### 2 年次報告

警務部広報相談課は、前年度分の開示決定等の状況を取りまとめの上、毎年4月末までに年次報告として公安委員会に報告するものとする。